

当事者団体等からの条例に対する意見について**1 障害を理由とした差別事例および合理的配慮提供事例****【好事例】**

- ・飛行機等に乗るときは、ほとんど希望に対して気持ちよくスムーズに対応してもらえる。
(県身協)
- ・交通機関で人員配置がされている駅については、希望を伝えることもでき、気づいてもらえることもある。(県身協)
- ・公立高校において、定期試験で合理的配慮をしてもらえた(個別(別室)、ルビうち、拡大コピー、時間延長等)。ただし、第三者(発達支援センターまたは医師)による客観的な資料が必要。(育成会)
- ・診断名のある方が、職場においてクローズしていても、その人の日頃の行動からナチュラルサポートのような、自然な配慮に取り組んでおられるケースがあった。(育成会)
- ・選挙で投票に行き、「代筆をお願いします」と本人が申し出たところ、対応がスムーズであった時と、スムーズでなかった時があった。(育成会)
- ・病院では首から下げる耳マークグッズをつけて行くと、マスクを取ってゆっくりはっきりと口元を見せて対応してくれるようになった。(中途失聴)
- ・公共機関での会議も、以前はヒアリンググループを設置するのは、当事者がしていたが、施行後は設置されていて、当事者は参加するだけで良くなった。終わってからの片づけも主催者側が行ってくれる。(中途失聴)

【差別】

- ・親類(兄夫婦)と同居、親類(兄)の敷地内に居住等、家族や親族は身近にいるが、そこで会話が全くなかったり、又はひどい言葉を投げかけられたりする。家庭内のことは相談しにくいし、相談しても納得のいく意見はもらえない。(育成会)
- ・障がいのある本人ではなく、兄弟がいじめに遭った。(育成会)
- ・地域の小学生の通学と障がい者本人の通所の時間帯があったときに、小学生の一人の女子を追いかけたということで補導されたが、本人は一方的に受け身でしかなく、親が送迎をすることとなった。(育成会)
- ・本人を障害者と認めずに保護された。不審者として報道された。(育成会)
- ・作業所が情報公開をせず、保護者がそれを求めたら送迎を打ち切られ、保護者が送迎することを命じられ、今も解決していない。(育成会)
- ・電車内で首をチック的に動かす障害者の隣席乗客は席を移動してしまう。(育成会)
- ・立っただけで不審者になり、警察に通報されることもある。(育成会)
- ・孫のベビーカー使用時と比べ、障害者バギーへの視線が全く違う。(育成会)
- ・地域運動会の自転車置き場で、もたもたと自転車整理をしていた障害者に対し、「あほが、

そんなことするな」と罵声を浴びせかけられる。後に保護者が抗議するも、関係者は事実を隠蔽した。(10年以上前)(育成会)

- ・比叡山坂本駅において高校生から「ホームに落ちろ」と言われたり、足を踏まれたりした。→高校に事実を提示して指導を求めた結果、事案はなくなった。(育成会)
- ・グループホーム等を建設する際、地元住民から反対があり、中断せざるを得なかった。(育成会)
- ・オストメイトの方が介護職員初任者研修の受講申込みを行なったところ受講を拒否された。(オストミー)
- ・県下の大規模入浴施設において、オストメイトであると告げ状況を説明して入浴しようとしたところ、施設管理者から入浴は出来ないと拒否された。(オストミー)
- ・入浴者であるオストメイトに「ルールやマナーを守った入浴」を徹底させる啓発をしないと、一部のルールやマナーを守らない人のために、オストメイトも施設にも迷惑となる。ルールやマナーを守らないオストメイトの入浴はある意味で施設への加害者であり、差別解消の前提として根絶が必要。(オストミー)

【合理的配慮不提供】

- ・学校が小学校から大学まで健常者と過ごし、今でいうインクルーシブ教育を体験した。障害の生きづらさを経験した。就業自体は、利潤追求の私企業にあっては、「障害」は免責理由にならず、特段の配慮はなく、リストラとなった。地域社会では寺社、自治会等の活動の場で障害者(特に歩行困難者)への壁は減らない。好事例に遭遇した経験がない。(県身協)
- ・公的機関は私たちが思うほど合理的配慮提供がない。(育成会)
- ・プール使用の際、自閉的傾向のある障害児は帽子をかぶることが難しいケースもあるが、管理者からは注意を受ける。(育成会)
- ・バス下車の際、自閉的傾向のある障害児は、停車まで座っていることが難しいケースもあるが、運転手から注意を受ける。(育成会)
- ・ベーチェット・クローン病で働いている。上司には病気のことは伝えているが、シフトが組まれており、急に休めない。(難病連)
- ・家族に精神障害者がいることを家主に言えない。(精地協)
- ・大型ショッピングモールには小さな子ども用のおむつ交換スペース、授乳室はあるが、人口呼吸器をつけた子どもや大人を介護するスペースがなくて困っている。(知ハン協)
- ・人工呼吸器をつけている子どもが外出したり受診したりするためには、一緒に持っていかなければならないものが多い。母1人では移動が困難。(知ハン協)
- ・医療ケアがあるため移動支援が使えない(母が同乗できない)、車での移動なので訪問看護も使えない。タクシーは金銭的負担が大きい。医療的ケアがあっても地域であたりまえに生活できるよう自宅以外でも訪問看護や生活支援が使えるようにしてほしい。(知ハン協)

- ・聞こえないことで無視されることが一番つらい。健聴者と一緒に行くと、当事者との話し合いが、健聴者同士で話し合い、結果だけを伝えてくれることがある。当事者の立場を重視して意見が出しやすく参加ができる配慮をして欲しい。(中途失聴)
- ・オストメイト用設備を有するトイレの設置が進んでいるが、殆どが障害者トイレと一帯で設置されている。オストメイトは内部障害者で外観は健常者と同じで見分けはつかないため、オストメイト用設備を有するトイレを利用すると、白い目で見られたりして、利用がし辛い面があり利用を回避するケースも多い。(オストミー)
- ・オストメイトは排泄機能に障害を持つため、就学・就労に当たっては、利用し易いトイレ環境(近くのトイレ、最低でも洋式便所等)整備をお願いする。(オストミー)
- ・また、オストメイトが常に装着するストーマ装具に突発的なトラブルが発生時は、通常の排便処理と異なり長時間を要するため、就学・就労に当たっては特別の理解と配慮を求める。(オストミー)

2 障害者差別解消法施行後の変化や課題

【変化】

- ・研修の機会等により個人の意識が変化したのではないか。新しい視点や考え方に気づき、出会った時のチャンスの中で人の権利や自由をとらえ、違うことなく守っていく配慮の困難さを思う。(県身協)
- ・ホテルにおいて解消法施行前では、聴覚過敏等の障がいのためレストランでの食事ができないことを説明してもお部屋での食事はさせてもらえなかったが、解消法施行後には同じホテルで、同じ説明をしたところ、お部屋に運んでもらえゆっくと食事を楽しむことができた。(育成会)
- ・病院の窓口での対応が良くなった。(中途失聴)
- ・公共機関での聞こえの配慮が少しずつ進んでいる。(中途失聴)

【課題】

- ・住んでいる市では差別解消センターも地域協議会も未設置で、法の周知さえ十分とは言えず、当事者からも何も聞こえてこない。(県身協)
- ・身体的な障がい者への配慮は、関わる側にも具体的な部分が分かりやすいが、外見上からは分かりにくい障がい者への配慮は、個別性が高く、関わる側に分かりにくい状況がある。環境面におけるバリアフリーはもちろんだが、様々な媒体を通して多様性の大切さを啓発し、正しい障がいへの理解が進むような展開を望む。(育成会)
- ・配慮における個別性の高さの解消のためには、当事者たちが安心して具体的な配慮の必要性を発信できる場の確保がなければ、先へ進むことができない。家族を含む当事者たちが自分の困り事を伝達できる場の確保についても展開を望む。(育成会)
- ・障害者差別解消法が当事者や関係者しか知られておらず、周知が不足している。(難病連)

- ・差別解消法の周知自体が進んでいない。今まで排除に近い形でその存在自体を無視されていた。(鳩の会)
- ・グループホーム等の開設で、10年単位では、スムーズに地域に受け入れられるようになったという意見もあるが、地域説明会で、相変わらず「地価が下がる」「小さい子がいるので心配」等の意見が出て、グループホームの計画が止まっているところが複数ある。(知ハン協)
- ・障害者事業所ができるのはいいが、隣に来てもらうのは困る。という差別は相変わらず存在している。できるだけ実際の事業所の内容を見て理解してもらうよう努力しているが十分ではない。(知ハン協)
- ・公開講座などのチラシには、手話が付きますと明記されていても要約筆記が付きますと明記されていないことがある。まだまだ聞こえない聞こえにくい中途失聴難聴者は手話で理解できている人が多い。文字での情報を確立してほしい。(中途失聴)
- ・聞こえの相談において障害者手帳を取得できない人(70デシベルに達しない方)の相談が増えている。音として聞こえても会話として成り立たなく悩んでいる人も多い。認定されるデシベルを世界保健機関(Who)が主張する40デシベルに下げて、補聴器などの補助が受けられるようにしてほしい。(中途失聴)
- ・聞こえにくくなったが、手帳を申請できない難聴者は障害者雇用促進法の対象にもならず、就職でも苦勞している。聞こえなくなって、仕事が続けられず辞めてから再就職先を探しても手帳がなくて見つからないという事例も数多くある。(中途失聴)
- ・聞こえないことで、人との会話がスムーズにいかないために、家に閉じこもっている人たちが沢山いる。文字情報(要約筆記)や、ゆっくりはっきりとした口元を見せる会話で内容がわかり、自分の意見を明確に表現できる喜びを得た人たちの笑顔が心に響く。人との繋がりコミュニケーションの大切さを、最近は特に実感することが多い。(中途失聴)
- ・埋め込み式のヒアリンググループが設置されていない公共施設が数多くあり、会議、行事や催し物があるたびに、重い機材を持ち運ぶ労力がかかる。今後新設する施設には、埋め込み式のヒアリンググループを設置してほしい。また、ヒアリンググループが設置されている施設には、わかりやすい場所に、ループ設置案内板を表示してほしい。(中途失聴)
- ・言葉を文字化して伝える要約筆記は聞こえない人たちにはなくてはならないもの。要約筆記の機材の運び込みには大変な労力がかかるため、主要施設にこれらの機材を常備してほしい。(中途失聴)

3 その他(条例に対する意見等)

- ・直接の手助けだけでなく、そのバリアを理解し、敏感になるため、啓発活動の周知徹底すること。条例が誰でも理解されていくことが大事ではないか。(県身協)

- ・ 条例では、障害者基本法、障害者権利条約等の趣旨にのっとり、「何人も障害を理由とした差別の禁止」を明示してほしい。子どもの貧困や生活困窮者等に対象を拡大し、広義の社会政策にすりかえないでほしい。(県身協)
- ・ 知的障がいや発達障がいのように見た目に分からない、また差別されたことに対し、分からない、訴えることができないといった障がいに対しての理解が進められるようにしていただきたい。また、気軽に、身近に相談できる体制を築いてほしい。(育成会)
- ・ 多様性を認め、多様性の大切さを理解できるよう教育の場で子どもたちに向けて発信することが必要だと思う。今後において、共生社会づくりを進めていく中で、条例の基本的な部分が子どもたちを通じて社会に伝わっていくのではないかと思われる。(育成会)
- ・ 行政・関係機関・団体だけでは限界があり、就労の面で特に企業の役割が大きい。県民全体で取り組めるようにすべき。(難病連)
- ・ 何が合理的配慮か当事者がもっと事例を出すことが必要だが、周囲に気遣い声を出せないでいることが問題。(難病連)
- ・ 差別解消法、差別禁止条例、明石市を例にした情報アクセス条例などで解決できない事例(ろう者の社会における課題)を集めて、滋賀県手話言語条例(仮)の必要性をまとめました。(ろうあ協会)
- ・ 対象を「生きづらさを抱える方」にも広げようとする動きもあるらしいが、それは国の社会システムによって新たに出現した問題であり、はるか昔から根付いた国民意識に対して障害者は排除対象の先頭に立つ存在だと考える。先陣をきって障害者をクローズアップすることが今後の施策・戦略としても高齢者、ひきこもり、生きづらさを抱える方の羅針盤となると思う。順番があると考えべき。(鳩の会)
- ・ 地域の事象を検討し調停や合理的配慮を進めるための地域協議会の機能を法的に支えるためには、個人についても対象とする差別禁止・合理的配慮義務を明示した条例整備が必要。様々な生き難さへの配慮は、その上につなげていくものではないか。(知ハン協)
- ・ だれもが安心して生活できる社会を目指して、法施行後はかなり改善されてきたと実感する。しかし聴覚に障害を持つ私たちは聞こえないことで、コミュニケーションが取れず、疎外感を持つことは日々体験しているできごとである。健聴者の話し合いの輪の中に入れず、自分の意見を伝えることができない惨めさは、当事者になってみないと理解できないのではないか。しかし、病気になって起き上がれない時や、怪我などで手足が自由に動かない時、改めてほかの障害を持つ人たちの立場が理解できる。共生社会において、それぞれの立場を理解し、当事者が声を出し合って思いやりのある繋がりを持つ生活ができるようになればと心から願う。(中途失聴)
- ・ 障害者を理由とした差別の多くは、障害者に対する理解が無い、理解出来る環境にないことで発生していると思う。これの解消は県と我々障害者の連携で解決していく必要があり、是非条例に反映をお願いしたい。(オストミー)